

令和5年度 児童福祉施設等指導監査結果

1. 指導監査の実施状況

令和5年度における指導監査は、大阪市児童福祉施設等指導監査要綱、大阪市特定教育・保育施設等確認制度に基づく指導監査実施要綱及び令和5年度児童福祉施設等指導監査実施計画に基づき実施した。

指導監査は、本市が所管する児童福祉施設等725施設を対象とし、すべての施設についてその運営状況等を検証した。

指導監査実績 725施設 実施率100% (内訳は別表参照)

2. 児童福祉施設等指導監査に係る主な指摘事例

(1) 利用者支援

- ア 事故報告書が本市へ提出されていない事例
- イ 消防計画に基づく非常災害訓練が所定の回数実施されていない事例
- ウ 心肺蘇生をはじめとした応急手当等の訓練を実施していない事例
- エ 重要事項説明書の内容に不備や項目漏れがある事例
- オ 利用者負担金について、重要事項説明書に記載されていないものがある事例

(2) 職員処遇

- ア 職員の配置数が配置基準を満たしていない、または開園時間中の一部時間帯の配置基準を満たしていない事例
- イ 労働条件通知書等に明示されるべき事項が不十分な事例
- ウ 派遣職員を除く全職員の労働者名簿が整備されていない事例
- エ 年次有給休暇の時季指定義務（年10日以上 of 年次有給休暇が付与される労働者に対し、年次有給休暇のうち5日、使用者が時季を指定して取得させること）が守られていない事例
- オ 職員の定期健康診断及び雇入時健康診断の実施について、労働安全衛生規則に定める項目が不足している事例

(3) 食事提供

- ア 行事等を除く開園日において、給食が提供されていない事例
- イ 保存食について、原材料の可食部、調理済食品共に50g程度ずつ2週間以上保存されていない事例
- ウ 保存食の保存方法について、密封した状態で保存されていなかった事例
- エ 検食簿の項目漏れ、記入漏れのあった事例

(4) 会計管理

- ア 利用者負担金の実費相当の金額となっていない事例
- イ 委託費又は給付費に含まれる費用や物品を利用者から徴収している事例
- ウ 会計処理について、内部けん制体制が機能していない事例
- エ 決算書類等（貸借対照表、資金収支計算書、事業活動計算書など）に不備や誤りがある事例
- オ 経理規程に基づき契約書が作成されていない事例
- カ 積立資産支出及び当期資金収支差額合計の合計額が収入決算額の5%以上に相当する場合に、所定の報告が行われていない事例（保育所のみ該当）

令和5年度 児童福祉施設等指導監査結果

根拠法	施設の種別	対象数	実施数
・児童福祉法第46条	乳児院	6	6
	母子生活支援施設	4	4
	児童養護施設	11	11
・児童福祉法第46条 ・子ども・子育て支援法第14条、38条	保育所	396	396
	認定こども園（保育所型）	19	19
・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第19条 ・子ども・子育て支援法第14条、38条	認定こども園（幼保連携型）	60	60
・児童福祉法第34条の17 ・子ども・子育て支援法第14条、50条	家庭的保育事業	9	9
	小規模保育事業（A型・B型・C型）	214	214
	小規模事業所内保育事業	6	6
合 計		725	725